

1. 商品名	個人向け復興応援国債
2. 販売対象	個人
3. 期間	10 年（新発債のみの取扱いとなります）
4. 販売価格	額面金額（額面 100 円あたり 100 円）での販売となります
5. 購入方法 （1）購入単位 （2）経過利子	<ul style="list-style-type: none"> ・購入単位は、額面 1 万円以上 1 万円単位となります ・ご購入時に、経過利子の払込みが別途必要となる場合があります（次回利払日には、ご購入日から次回利払日までの実際の期間にかかわらず、半年分の利子が支払われるため）
6. 償還方法	償還日には額面金額で償還になります
7. 利払方法 （1）適用利率 （2）利払頻度 （3）税金	<ul style="list-style-type: none"> ・発行銘柄ごとのクーポン（表面利率）は、当初 3 年間は年 0.05%（税引後 0.0398425%）4 年目以降は半年ごとに見直され、「基準金利（※1）×0.66」により算出される利率が適用されます（当初 3 年間は固定金利、4 年目以降は変動金利で、年 0.05% の下限利率設定があります） ※1 当該利子計算期間開始時前月の 10 年固定利付国債の入札における平均落札利回り ・年 2 回、半年ごとに支払われます ・原則として 20.315% の申告分離課税となります。ただし、マル優・特別マル優制度のお取扱いができます
8. 手数料	なし
9. 付加できる特約事項	マル優・特別マル優制度のお取扱いができます
10. 中途換金時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から 1 年未満（利払回数が 2 回未満の時点）の中途換金はできません（相続の発生または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害罹災に伴う中途換金の場合を除きます） ・換金価格は額面 100 円あたり 100 円となります ・1 年経過後、中途換金する場合のお客さまの受取金額は次のようになります 受取金額＝額面金額＋経過利子－中途換金調整額（※2） ※2 中途換金調整額＝直近 2 回分の利子相当額（税引前）×0.79685＝ 額面金額×前回適用利率（%）／100×1／2×0.79685（円未満切捨 ＋額面金額×前々回適用利率（%）／100×1／2×0.79685（円未満切捨） ・利払日・償還日の 7 営業日前から前営業日までの期間は、中途換金のお申し込みはできません ・中途換金代金は、お申込み日の 3 営業日後にお客さまご指定の預金口座に入金いたします
11. リスクに関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・発行者の財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により投資元本を割込むことがあります ・国（財務省）が発行を中止・延期した場合、約定取消になります ・非預金商品であり、預金保険の対象ではありません

<p>12. 東日本大震災復興事業記念貨幣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から3年目にあたる利払日（15日）を基準日として、基準日に個人向け復興応援国債を保有しているお客さまを対象に財務省から「東日本大震災復興事業記念貨幣」（以下「記念貨幣」といいます）が、基準日の保有残高1,000万円ごとに一万円金貨1枚、100万円ごとに千円銀貨1枚贈呈されます（辞退はできません） ・記念貨幣は、金融機関の債券口座ごとに、保有する回号（募集月）別の残高に応じて贈呈されます。例えば、当行の債券口座に第801回国債500万円、他の銀行の債券口座に第801回国債500万円を保有している場合は、第801回国債にかかる記念貨幣として千円銀貨10枚が贈呈されます（一万円金貨1枚の贈呈ではありません） ・記念貨幣は、基準日の翌月中旬ごろから順次発送されます（記念貨幣の図柄は、回号ごとに異なります） ・個人向け復興応援国債を保有していた本人が基準日現在死亡している場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準日現在で相続手続完了の場合は、基準日現在で個人向け復興応援国債を保有している相続人に対して贈呈されます (2) 基準日現在で相続手続未了の場合は、相続手続完了後に個人向け復興応援国債を取得した相続人（相続に伴い中途換金した場合も含まれます）に対して贈呈されます ・記念貨幣の発送は財務省が行うため、発送に必要な範囲で当行から財務省（財務省が発送業務を委託する業者を含みます）への個人データ（氏名・住所・電話番号・個人向け復興応援国債の保有残高等）の提供についてお客さまの同意が必要となります ・氏名または住所の変更があった場合は、基準日までに当行に対して届出事項変更の手続が必要となります ・記念貨幣の発送は日本国内に限定されます ・中途換金に伴う中途換金代金の受渡しにより、基準日における個人向け復興応援国債の保有残高が100万円未満となった場合は、記念貨幣が贈呈されません ・記念貨幣が贈呈された場合に必要となる所得税および地方税の納税手続は、財務省が行うことから、記念貨幣を贈呈されたお客さまが、確定申告および追加納付する必要はありません ・お客さまへの贈呈以外にも、今後記念貨幣を抽選販売する可能性があります
<p>13. 当行の苦情対応措置及び紛争解決措置</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p> <p>証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005</p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本国債は、国が発行する安全性の高い債券です ・マル優・特別マル優制度をご利用になれる場合は、購入と同時に「口座管理」にする必要があります ・クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません ・本国債のお取引は、主に当行が直接の相手方となる等の方法によりお客さまとのお取引を成立させます ・販売条件等については、窓口でお問い合わせください

商号等：株式会社七十七銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第5号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会